



栃木県公報

平成25年
2月1日(金)
第2450号

目次

告示

- 土砂災害警戒区域の指定..... 67
- 同..... 68
- 同..... 68
- 土砂災害特別警戒区域の指定..... 69
- 同..... 70
- 同..... 70
- 造成宅地防災区域の指定..... 72
- 森林法第189条の規定に基づく告示..... 72
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 73
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 76
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止..... 83
- 救急医療機関の指定..... 83
- 道路の区域の変更..... 84
- 道路の供用開始..... 85
- 事業の認定..... 85

公 告

- 都市計画の案の縦覧等..... 87

調達等公告

- 入札公告（特定調達公告）..... 88
- 入札公告..... 89
- 同..... 90

告 示

栃木県告示第四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防・水資源課、栃木県真岡土木事務所及び真岡市役所において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 福田 龍 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
真岡市西郷209-I-005	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
真岡市三谷341-III-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
真岡市三谷341-III-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
真岡市須釜J41001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

真岡市南高岡J41002	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
--------------	-----------------	-----

栃木県告示第四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防水資源課、栃木県真岡土木事務所及び芳賀町役場において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 福田 直 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芳賀町東水沼345-Ⅲ-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
芳賀町東水沼345-Ⅲ-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
芳賀町下高根沢345-Ⅲ-003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県国土整備部砂防水資源課、栃木県真岡土木事務所及び益子町役場において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 福田 直 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
益子町芦沼342-Ⅲ-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
益子町芦沼342-Ⅲ-002	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
益子町下大羽J43001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町下大羽J43002	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町下大羽J43003	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43004	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43005	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43006	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43007	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43008	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43009	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43010	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43011	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43012	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J43013	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

益子町上大羽J 4 3 0 1 4	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 1 5	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 1 6	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 1 7	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 1 8	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 1 9	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 2 0	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町上大羽J 4 3 0 2 1	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町大沢J 4 3 0 2 2	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 3	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 4	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 5	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 6	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 7	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 8	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 2 9	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 1	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 2	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 3	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 4	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 5	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 6	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本J 4 3 0 3 7	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町山本・大郷戸J 4 3 0 3 8	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町本沼・小泉J 4 3 0 3 9	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町益子J 4 3 0 8 0	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
益子町大平Ⅲ 4 4 0 9 1	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木県告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防・水資源課、栃木県真岡土木事務所及び真岡市役所において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 榎 田 榎 1

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-----------	-----------	---------------------	------------------------

真岡市西郷209-I-005	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
真岡市三谷341-III-001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
真岡市三谷341-III-002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
真岡市南高岡J41002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県真岡土木事務所及び芳賀町役場において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 榎 田 恒 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
芳賀町東水沼345-III-001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
芳賀町東水沼345-III-002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
芳賀町下高根沢345-III-003	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県真岡土木事務所及び益子町役場において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 榎 田 恒 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
益子町芦沼342-III-001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町芦沼342-III-001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町下大羽J43001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町下大羽J43002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

益子町下大羽 J 4 3 0 0 3	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 0 4	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 0 5	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 0 6	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 0	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 1	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 2	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 3	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 5	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 7	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 8	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 1 9	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町上大羽 J 4 3 0 2 0	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町大沢 J 4 3 0 2 2	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子 J 4 3 0 2 3	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子 J 4 3 0 2 4	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子 J 4 3 0 2 5	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子 J 4 3 0 2 6	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子 J 4 3 0 2 7	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子 J 4 3 0 2 9	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町山本 J 4 3 0 3 1	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町山本 J 4 3 0 3 2	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

益子町山本J43033	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町山本J43034	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町山本J43035	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町本沼・小泉J43039	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町益子J43080	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
益子町大平J44091	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)

栃木県告示第四十八号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第一項の規定により、次の区域を造成宅地防災区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部住宅課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市役所において縦覧に供する。

平成二十五年二月一日

栃木県知事 福田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域
矢板市成田	別紙図面のとおり。(図面省略)
矢板市中-1	別紙図面のとおり。(図面省略)
矢板市中-2	別紙図面のとおり。(図面省略)
矢板市中-3	別紙図面のとおり。(図面省略)

(社説略)

栃木県告示第49号

平成24年11月27日付け栃木県告示第627号で告示した指定施業要件変更予定保安林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林に係る権利者にそれぞれ通知したが、次に掲げる者については、所在不分明との理由により通知が返戻されたので、同法第189条の規定により、当該通知を関係市役所の掲示場にそれぞれ掲示したので告示する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福田 富 一

氏 名	住 所	関 係 市 役 所
長島忠太郎	安蘇郡水室村大字水木923	佐野市役所
吉沢慎太郎	東京都新宿区西落合四丁目10-20	同
石澤かね子	東京都江東区平野一丁目3-14-602	同
須藤征夫	安蘇郡葛生町大字秋山392	同
程島菊枝	同 同 大字葛生2753	同
松島善司	安蘇郡水室村大字秋山981	同

松島善司	安蘇郡氷室村大字秋山50	佐野市役所
高橋敏男	同 葛生町同 960	同
石澤純一	東京都江東区平野一丁目3-14-701	同
石井真理子	横浜市港北区篠原町2050	同
石井陽子	同 同 同 同	同
川俣芳郎	安蘇郡田沼町大字栃本1203	同
岩下太郎	同 新合村大字下彦間1848	同
後藤亀七	足利市松田町1563	足利市役所
神習教足利丸信支教会	同 西宮町3853-2	同
大美賀美平	同 粟谷町632	同
増田テル	同 板倉町627	同
和田恒	同 粟谷町92	同
和田光守	同 同 784	同
大美賀順一	同 同 686	同
田米開正	同 同 369	同
佐野熊一郎	同 同 93	同
金井三郎	同 同 244	同
清水清	同 同 330	同
新藤富士吉	同 同 456	同
根本義太郎	同 同 428	同
新藤貞作	同 同 401	同
小林由美	同 同 498	同
根岸幸太郎	同 同 591	同
金井莊一	同 同 224	同
金井利一	同 同 259	同
藤主哲司	同 同 172	同
田部田光	同 同 511	同
大美賀敦	同 同 507	同
横塚茂雄	新潟県新潟市内野町133-2	同
金子宏	群馬県桐生市宮本町1672	同
株式会社TCCマネイジメント	東京都港区麻布台一丁目4-3	同
中山助次郎	足利市松田町中手224	同
SBIキャピタルソリューションズ株式会社	東京都港区六本木一丁目4-3	同

栃木県告示第50号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成25年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度(単位 ha)					計
			水源涵養 保安林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	
那珂川	大田原 地区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。)、那須塩原市(本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、共壑社一丁目、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、東栄一丁目、東栄二丁目、東豊浦、安藤町、末広町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、阿波町、豊浦中町、原町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、豊浦南町、春日町、北栄町、美原町、黒磯、豊浦、共壑社、下厚崎、上厚崎、埼玉、鳥野目、小結、東原、渡辺、大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、唐杉、上郷屋、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、鳴内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木、越堀、寺子、鍋掛及び野間に限る。) 及び那須郡那須町	436.03	53.29	0.10			489.42
同	那珂川 中流地 区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	266.17	90.40		5.64	2.00	364.21
那珂川 鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市(塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、蓼沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。)、さくら市及び塩谷郡	463.08	115.37	1.14	0.75		580.34

<p>鬼怒川</p>	<p>鬼怒川 中流地 区</p>	<p>宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地賀、下 文狭、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇 園三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁 目、緑三丁目、緑四丁目、緑 五丁目、緑六丁目、本吉田、 下吉田、別当河原、絹坂、花 田、上坪山、下坪山、東根、 磯部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上三 川町及び芳賀郡(茂木町を除 く。)</p>	<p>38.81</p>	<p>31.00</p>		<p>13.16</p>	<p>82.97</p>
<p>同</p>	<p>今市地 区</p>	<p>日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、 中宮祠、湯元、所野、七里、 野口、和泉、山久保、日光、 丹勢、南小来川、宮小来川、 東小来川、中小来川、西小来 川、滝ヶ原、足尾町本山、足 尾町愛宕下、足尾町赤倉、足 尾町南橋、足尾町深沢、足尾 町上間藤、足尾町上の平、足 尾町下間藤、足尾町掛水、足 尾町向原、足尾町赤沢、足尾 町松原、足尾町通洞、足尾町 砂畑、足尾町中才、足尾町遠 下及び足尾町を除く。)</p>	<p>1,101.33</p>	<p>145.95</p>			<p>1,247.28</p>
<p>同</p>	<p>日光地 区</p>	<p>日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、</p>					

		中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	272.94	146.48			419.42	
鬼怒川	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	199.72	42.26			241.98	
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	鹿沼市及び栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。)	835.63	184.71			1,020.34	
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	349.77	108.75		1.88	460.40	
計			3,963.48	918.21	1.24	21.43	2.00	4,906.36

(森林整備課)

栃木県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福田 富一

1 介護老人保健施設

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成24年9月1日	介護老人保健施設かさね	矢板市中2011番地4

2 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	
平成24年 10月1日	特定非営利活動法人オアシス	栃木市菌部町四丁目2番32号	オアシス訪問介護事業所	栃木市菌部町四丁目2番32号	訪問介護
平成24年 10月5日	株式会社メディカルグリーン	栃木市片柳町一丁目6番35号	デイサービスセンターみどりわかば館	栃木市平柳町三丁目42番5号	通所介護
平成24年 12月1日	社会福祉法人ユートピアにしかた	栃木市西方町金崎403番地1	デイサービスセンター雅の風	栃木市西方町金崎403番地1	通所介護
平成24年 12月1日	社会福祉法人星風会	栃木市田村町928番地	星風会デイサービスセンターおおひら	栃木市大平町西水代1930番地1	通所介護
平成24年 8月1日	株式会社トラス・ケア	栃木市川原田町240番地1	株式会社トラス・ケア	栃木市川原田町240番地1	福祉用具貸与
平成24年 6月1日	株式会社介護NEXT	群馬県伊勢崎市鹿島町440番地1	GENKINEXT佐野堀米町	佐野市堀米町3366番地	通所介護
平成24年 11月7日	株式会社MTファーマ	日光市木和田島3041番地1	介護24にっこう	日光市鬼怒川温泉大原1395番地	訪問介護
平成24年 1月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	ひかりの里	日光市今市1086番地2	通所介護
平成24年 1月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	特別養護老人ホームひかりの里	日光市今市1086番地2	短期入所生活介護
平成24年 11月1日	一般社団法人コープ福祉とちぎ	宇都宮市平松本町798番地1	コープヘルパーステーション喜沢	小山市喜沢1475番地98	訪問介護
平成24年 11月1日	一般社団法人コープ福祉とちぎ	宇都宮市平松本町798番地1	コープデイサービスセンター喜沢	小山市喜沢1475番地98	通所介護
平成24年 11月1日	一般社団法人コープ福祉とちぎ	宇都宮市平松本町798番地1	コープショートステイ喜沢	小山市喜沢1475番地98	短期入所生活介護
平成24年 11月30日	医療法人光風会	小山市乙女795番地	アスピア乙女	小山市乙女786番地1	短期入所生活介護
平成24年 6月19日	医療法人アスミス	小山市喜沢1475番地328	おやま城北クリニック	小山市喜沢1475番地328	訪問リハビリテーション
平成24年 6月19日	医療法人アスミス	小山市喜沢1475番地328	おやま城北クリニック	小山市喜沢1475番地328	居宅療養管理指導
平成21年 7月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708番地1	医療法人弘真会二宮中央クリニック	真岡市久下田712番地2	訪問看護

平成21年 7月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	訪問リハビリ テーション
平成21年 7月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	居宅療養管 理指導
平成24年 8月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	通所リハビリ テーション
平成24年 9月1日	医療法人社団為王 会	矢板市末広町45番 地3	ショートステイか さね	矢板市中2011番地 4	短期入所生 活介護
平成24年 9月1日	医療法人社団為王 会	矢板市末広町45番 地3	介護老人保健施設 かさね	矢板市中2011番地 4	通所リハビリ テーション
平成24年 9月1日	医療法人社団為王 会	矢板市末広町45番 地3	介護老人保健施設 かさね	矢板市中2011番地 4	短期入所療 養介護
平成24年 10月22日	株式会社エポック	矢板市末広町45番 地7	エポックケア	矢板市末広町45番 地7	福祉用具貸 与
平成24年 7月6日	株式会社ケアサ ポートよしざわ	宇都宮市下岡本町 4059番地	機能訓練デイサー ビスセンターその はら	那須塩原市三区町 659番地110	通所介護
平成24年 10月30日	T・GOOD株式会 社	那須塩原市黒磯 652番地17	通所介護陽だまり	那須塩原市黒磯 652番地17	通所介護
平成24年 12月1日	株式会社ライブ	那須塩原市下永田 七丁目7番地74	那須塩原市井口 532番地8	デイサービスセン ター春日和	通所介護
平成24年 12月3日	特定非営利活動法 人QOLの会	那須塩原市青木27 番地374	青木の森静山荘憩 いの家	那須塩原市青木27 番地374	通所介護
平成24年 9月1日	社会福祉法人清幸 会	那須塩原市東原天 蚕場166	小規模多機能型居 宅介護事業所まつ ばら荘	那須塩原市黒磯 647番地4	小規模多機 能型居宅介 護
平成24年 9月1日	社会福祉法人清幸 会	那須塩原市東原天 蚕場166	認知症高齢者グ ループホームまつ ばら荘	那須塩原市黒磯 647番地4	認知症対応 型共同生活 介護
平成24年 10月1日	社会医療法人博愛 会	那須塩原市大黒町 2番地5	那須塩原クリニッ ク・健康増進セン ター	那須塩原市前弥六 51番地1	居宅療養管 理指導
平成24年 4月11日	有限会社だるま薬 局	さくら市氏家1843 番地30	デイサービスイン マイライフさくら 氏家	さくら市氏家3205 番地1	通所介護
平成24年 9月1日	有限会社ケアサ ポートまもる	さくら市氏家3445 番地98	たすき	さくら市氏家1817 番地11	福祉用具貸 与
平成24年 12月1日	株式会社桜の家	下都賀郡岩舟町静 5145番地8	デイサービスセン ター桜の家笑桜	下都賀郡岩舟町静 5145番地8	通所介護
平成24年 12月10日	社会福祉法人京福 会	那須塩原市住吉町 5番10号	特別養護老人ホー ム寿山荘那須	那須郡那須町寺子 乙1241番地12	短期入所生 活介護

平成24年 10月1日	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北 町74番地84	三鈴堂那須事業所	那須郡那須町寺子 乙2562番地24	福祉用具貸 与
平成24年 12月1日	ミツイ商事有限会 社	那須塩原市井口 1179番地1	小規模多機能型居 宅介護施設えにし 苑	那須郡那珂川町谷 川1609番地	小規模多機 能型居宅介 護
平成24年 12月1日	ミツイ商事有限会 社	那須塩原市井口 1179番地1	グループホームえ にし苑	那須郡那珂川町谷 川1609番地	認知症対応 型共同生活 介護

3 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成24年 8月1日	有限会社フェート	足利市板倉町207番地	さつきケアサービス	足利市板倉町214番地 3
平成24年 12月1日	社会福祉法人星風会	栃木市田村町928番地	星風会居宅介護支援 事業所おおひら	栃木市大平町西水代 1930番地1
平成24年 9月1日	有限会社兵藤工業	佐野市村上町274番地	ケアプランセンター こまくさ	佐野市村上町274番地
平成24年 1月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	ひかりの里	日光市今市1086番地2
平成24年 11月1日	一般社団法人コープ 福祉とちぎ	宇都宮市平松本町798 番地1	コープ福祉介護相談 センター喜沢	小山市喜沢1475番地98
平成24年 11月1日	社会福祉法人孝友会	小山市平和256番地	居宅介護支援事業所 ひらわの郷	小山市平和256番地
平成21年 2月1日	医療法人社団黎明会	下野市笹原108番地28	居宅介護支援サービ ス暮らしの友	真岡市久下田西六丁目 1番地3 グランフィー ル・サクライ218号室
平成24年 10月18日	有限会社ポプラサ ポート	河内郡上三川町石田 1238番地3	ポプラ	河内郡上三川町石田 1238番地3
平成24年 8月1日	株式会社桜の家	下都賀郡岩舟町静5145 番地8	居宅介護支援セン ター桜の家	下都賀郡岩舟町静5145 番地8
平成24年 10月1日	株式会社オンガス テップ	塩谷郡高根沢町光陽台 一丁目5番4号	居宅介護支援セン ターくるみ	塩谷郡高根沢町光陽台 一丁目5番4号
平成24年 9月19日	特定非営利活動法人 フロレンス那須	那須郡那須町寺子乙 4402番地2	居宅介護支援事業所 愛里須	那須郡那須町寺子丙 104番地3

4 特定福祉用具販売事業者

指 定 年 月 日	特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 者		特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成24年 7月1日	株式会社トラスト・ ケア	栃木市川原田町240番 地1	株式会社トラスト・ ケア	栃木市川原田町240番 地1

平成24年 10月22日	株式会社エポック	矢板市末広町45番地7	エポックケア	矢板市末広町45番地7
平成24年 9月1日	有限会社ケアサポーター まもる	さくら市氏家3445番地 98	たすき	さくら市氏家1817番地 11
平成24年 9月1日	有限会社メディカル サービス長沢商会	下都賀郡野木町野渡 2798番地	有限会社メディカル サービス長沢商会	下都賀郡野木町野渡 2798番地
平成24年 10月1日	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74 番地84	三鈴堂那須事業所	那須郡那須町寺子乙 2562番地24

5 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成24年 10月1日	特定非営利活動法人オアシス	栃木市菌部町四丁目2番32号	オアシス訪問介護事業所	栃木市菌部町四丁目2番32号	介護予防訪問介護
平成24年 10月5日	株式会社メディカルグリーン	栃木市片柳町一丁目6番35号	デイサービスセンターみどりわかば館	栃木市平柳町三丁目42番5号	介護予防通所介護
平成24年 12月1日	社会福祉法人ユートピアにしかた	栃木市西方町金崎403番地1	デイサービスセンター雅の風	栃木市西方町金崎403番地1	介護予防通所介護
平成24年 12月1日	社会福祉法人星風会	栃木市田村町928番地	星風会デイサービスセンターおおひら	栃木市大平町西水代1930番地1	介護予防通所介護
平成24年 8月1日	株式会社トラス・ケア	栃木市川原田町240番地1	株式会社トラス・ケア	栃木市川原田町240番地1	介護予防福祉用具貸与
平成24年 6月1日	株式会社介護NEXT	群馬県伊勢崎市鹿島町440番地1	GENKINEXT佐野堀米町	佐野市堀米町3366番地	介護予防通所介護
平成24年 7月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	在宅介護支援センターおちあい	日光市板橋2190番地2	介護予防訪問介護
平成24年 11月7日	株式会社MTファーマ	日光市木和田島3041番地1	介護24にっこう	日光市鬼怒川温泉大原1395番地	介護予防訪問介護
平成24年 7月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	在宅介護支援センターおちあい	日光市板橋2190番地2	介護予防訪問入浴介護
平成24年 1月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	ひかりの里	日光市今市1086番地2	介護予防通所介護
平成24年 7月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	在宅介護支援センターおちあい	日光市板橋2190番地2	介護予防通所介護
平成24年 1月1日	社会福祉法人大恵会	日光市板橋2190番地2	特別養護老人ホームひかりの里	日光市今市1086番地2	介護予防短期入所生活介護
平成24年 11月1日	一般社団法人コープ福祉とちぎ	宇都宮市平松本町798番地1	コープヘルパーステーション喜沢	小山市喜沢1475番地98	介護予防訪問介護
平成24年 11月1日	一般社団法人コープ福祉とちぎ	宇都宮市平松本町798番地1	コープデイサービスセンター喜沢	小山市喜沢1475番地98	介護予防通所介護

平成24年 11月1日	一般社団法人コー プ福祉とちぎ	宇都宮市平松本町 798番地1	コープショートス テイ喜沢	小山市喜沢1475番 地98	介護予防短 期入所生活 介護
平成24年 11月30日	医療法人光風会	小山市乙女795番 地	アスピア乙女	小山市乙女786番 地1	介護予防短 期入所生活 介護
平成24年 6月19日	医療法人アスミス	小山市喜沢1475番 地328	おやま城北クリ ニック	小山市喜沢1475番 地328	介護予防訪 問リハビリ テーション
平成24年 6月19日	医療法人アスミス	小山市喜沢1475番 地328	おやま城北クリ ニック	小山市喜沢1475番 地328	介護予防居 宅療養管理 指導
平成21年 7月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	介護予防訪 問看護
平成21年 7月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	介護予防訪 問リハビリ テーション
平成21年 7月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	介護予防居 宅療養管理 指導
平成24年 8月1日	医療法人弘真会	真岡市久下田708 番地1	医療法人弘真会二 宮中央クリニック	真岡市久下田712 番地2	介護予防通 所リハビリ テーション
平成24年 9月1日	医療法人社団為王 会	矢板市末広町45番 地3	ショートステイか さね	矢板市中2011番地 4	介護予防短 期入所生活 介護
平成24年 9月1日	医療法人社団為王 会	矢板市末広町45番 地3	介護老人保健施設 かさね	矢板市中2011番地 4	介護予防通 所リハビリ テーション
平成24年 9月1日	医療法人社団為王 会	矢板市末広町45番 地3	介護老人保健施設 かさね	矢板市中2011番地 4	介護予防短 期入所療養 介護
平成24年 10月22日	株式会社エポック	矢板市末広町45番 地7	エポックケア	矢板市末広町45番 地7	介護予防福 祉用具貸与
平成24年 7月6日	株式会社ケアサ ポートよしざわ	宇都宮市下岡本町 4059番地	機能訓練デイサー ビスセンターその はら	那須塩原市三区町 659番地110	介護予防通 所介護
平成24年 10月30日	T・GOOD株式会 社	那須塩原市黒磯 652番地17	通所介護陽だまり	那須塩原市黒磯 652番地17	介護予防通 所介護
平成24年 12月1日	株式会社ライブ	那須塩原市下永田 七丁目7番地74	那須塩原市井口 532番地8	デイサービスセン ター春日和	介護予防通 所介護
平成24年 12月3日	特定非営利活動法 人QOLの会	那須塩原市青木27 番地374	青木の森静山荘憩 いの家	那須塩原市青木27 番地374	介護予防通 所介護
平成24年 9月1日	社会福祉法人清幸 会	那須塩原市東原天 蚕場166	小規模多機能型居 宅介護事業所まつ ばら荘	那須塩原市黒磯 647番地4	介護予防小 規模多機能 型居宅介護

平成24年 9月1日	社会福祉法人清幸会	那須塩原市東原天蚕場166	認知症高齢者グループホームまつばら荘	那須塩原市黒磯647番地4	介護予防認知症対応型共同生活介護
平成24年 10月1日	社会医療法人博愛会	那須塩原市大黒町2番地5	那須塩原クリニック・健康増進センター	那須塩原市前弥六51番地1	介護予防在宅療養管理指導
平成24年 4月11日	有限会社だるま薬局	さくら市氏家1843番地30	デイサービスインマイライフさくら氏家	さくら市氏家3205番地1	介護予防通所介護
平成24年 9月1日	有限会社ケアサポートまもる	さくら市氏家3445番地98	たすき	さくら市氏家1817番地11	介護予防福祉用具貸与
平成24年 12月1日	株式会社桜の家	下都賀郡岩舟町静5145番地8	デイサービスセンター桜の家笑桜	下都賀郡岩舟町静5145番地8	介護予防通所介護
平成24年 9月1日	有限会社メディカルサービス長沢商会	下都賀郡野木町野渡2798番地	有限会社メディカルサービス長沢商会	下都賀郡野木町野渡2798番地	介護予防福祉用具貸与
平成24年 12月10日	社会福祉法人京福会	那須塩原市住吉町5番10号	特別養護老人ホーム寿山荘那須	那須郡那須町寺子乙1241番地12	介護予防短期入所生活介護
平成24年 10月1日	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74番地84	三鈴堂那須事業所	那須郡那須町寺子乙2562番地24	介護予防福祉用具貸与
平成24年 12月1日	ミツイ商事有限会社	那須塩原市井口1179番地1	小規模多機能型居宅介護施設えにし苑	那須郡那珂川町谷川1609番地	介護予防小規模多機能型居宅介護
平成24年 12月1日	ミツイ商事有限会社	那須塩原市井口1179番地1	グループホームえにし苑	那須郡那珂川町谷川1609番地	介護予防認知症対応型共同生活介護

6 特定介護予防福祉用具販売事業者

指 定 年 月 日	特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成24年 7月1日	株式会社トラスト・ケア	栃木市川原田町240番地1	株式会社トラスト・ケア	栃木市川原田町240番地1
平成24年 10月22日	株式会社エポック	矢板市末広町45番地7	エポックケア	矢板市末広町45番地7
平成24年 9月1日	有限会社ケアサポートまもる	さくら市氏家3445番地98	たすき	さくら市氏家1817番地11
平成24年 9月1日	有限会社メディカルサービス長沢商会	下都賀郡野木町野渡2798番地	有限会社メディカルサービス長沢商会	下都賀郡野木町野渡2798番地
平成24年 10月1日	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74番地84	三鈴堂那須事業所	那須郡那須町寺子乙2562番地24

栃木県告示第52号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成24年6月18日	医療法人アスミス	小山市駅東通り三丁目9番6号	おやま城北クリニック	小山市駅東通り三丁目9番6号	訪問リハビリテーション
平成24年6月18日	医療法人アスミス	小山市駅東通り三丁目9番6号	おやま城北クリニック	小山市駅東通り三丁目9番6号	居宅療養管理指導
平成24年9月30日	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74番地20	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74番地20	福祉用具貸与

2 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成24年6月18日	医療法人アスミス	小山市駅東通り三丁目9番6号	おやま城北クリニック	小山市駅東通り三丁目9番6号	介護予防訪問リハビリテーション
平成24年6月18日	医療法人アスミス	小山市駅東通り三丁目9番6号	おやま城北クリニック	小山市駅東通り三丁目9番6号	介護予防居宅療養管理指導
平成24年9月30日	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74番地20	有限会社三鈴堂	那須塩原市豊浦北町74番地20	介護予防福祉用具貸与

栃木県告示第53号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

名称	所在地	有効期限
独立行政法人 国立病院機構宇都宮病院	宇都宮市下岡本町2160	平成25年2月1日から 平成28年1月31日まで
医療法人社団双愛会 足尾双愛病院	日光市足尾町砂畑4147-2	平成25年2月1日から 平成28年1月31日まで

学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口537-3	平成25年2月1日から 平成28年1月31日まで
医療法人足利中央病院 足利中央病院	足利市下洪垂町447	平成25年2月1日から 平成28年1月31日まで
医療法人藤沼医院 藤沼医院	栃木市大平町富田592-1	平成25年2月1日から 平成28年1月31日まで
医療法人敬成会 村井胃腸科外科クリニック	矢板市木幡1308-20	平成25年2月1日から 平成28年1月31日まで

(医事厚生課)

栃木県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年2月1日から同年3月4日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
37	前A	栃木市大町字追分93-1から 栃木市箱森町字高瀬1333-2まで	7.8～11.2	579.8	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	栃木市大町字河原町110-10から 栃木市箱森町字高瀬1333-1まで	20.0～33.4	888.0	
	後	栃木市大町字河原町110-10から 栃木市箱森町字高瀬1333-1まで	20.0～33.4	888.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小来川文挾石那田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
149	前	鹿沼市板荷字熊ノ殿1804-3から 日光市小代88-3まで	6.1～17.4	246.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	鹿沼市板荷字熊ノ殿1804-3から 日光市小代88-3まで	6.1～35.2	246.0	
	後B	鹿沼市板荷字赤行1902-8から 日光市小代88-5まで	7.5～21.6	175.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 桐生岩舟線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
294	前	足利市寺岡町字宿郷510-1 から 佐野市免鳥町字城ノ前864-3 まで	8.2 ~ 17.4	782.4	
	後	足利市寺岡町字宿郷510-1 から 佐野市免鳥町字城ノ前864-3 まで	16.2 ~ 25.4	782.4	

栃木県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年2月1日から同年3月4日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮1丁目350-1 から 宇都宮市雀の宮1丁目351-2 まで	平成25年2月1日
112	一般県道 雀宮停車場線	宇都宮市雀の宮3丁目356-9 から 宇都宮市雀の宮3丁目306-1 まで	平成25年2月1日

(道路保全課)

栃木県告示第56号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福田 富一

1 起業者の名称

下野市

2 事業の種類

下野市役所庁舎建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県下野市笹原字古館及び字道金林地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

下野市役所庁舎建設工事（以下「本件事業」という。）は、下野市が庁舎を整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

下野市は、平成20年度から平成27年度までを期間とする「下野市総合計画」の基本構想を踏まえた後期基本計画（平成24年3月19日策定）において、行財政運営の充実を図るため、新庁舎の建設を計画するとともに、必要な財源を予算措置している。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 下野市は、平成18年1月10日に河内郡旧南河内町、下都賀郡旧石橋町及び同郡旧国分寺町が合併して誕生した市である。

合併にあたり、平成17年3月1日に締結した合併協定書において、当面、新市の事務所の位置については、国分寺町役場に置き、庁舎方式については、分庁方式とするとされている。

市は、合併協定書に基づき、当面は、既存施設を使用し、関連の深い部・課を可能な限り同じ庁舎内となるように配置している。

現在の庁舎の状況については、南河内庁舎は昭和49年、石橋庁舎は昭和35年、国分寺庁舎は昭和55年に建築され、南河内庁舎は建築後38年、石橋庁舎は建築後52年、国分寺庁舎は建築後32年を経過している。このため、いずれの庁舎も老朽化しており、改修や補修を行っているが、バリアフリー化を進めるためのエレベーターの設置や、廊下・トイレの改修には、大規模な増改築を行う必要がある。

南河内庁舎については、事務室が狭あいであることから、会議室を事務室として利用する状況である上、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により建物に被害を受け、現在は使用不能の状態となっている。このため、同庁舎に配置していた部・課については、南河内図書館、水道・下水道庁舎の会議室などを使用して業務を行わざるを得ない状況である。石橋庁舎についても、健康福祉部のうち、高齢福祉課と健康増進課については、同庁舎内に配置することができず、保健福祉センターきらら館を利用せざるを得ない状況である。国分寺庁舎についても、会議室を事務室として利用している状況である。さらに、市民などからの相談には、内容によってはプライバシーが守られる場所において対応する必要があるが、いずれの庁舎も狭あいであり、やむを得ず窓口にて対応する場合もある。

また、市は、「下野市地域防災計画」(平成19年3月13日策定)において、庁舎を防災拠点として位置付けているが、いずれの庁舎も昭和56年以前に建築されており、現在の建築基準法(昭和25年法律第201号)の耐震基準を満たしていないほか、官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)で示している耐震安全性の目標を満たしていない。さらに、いずれの庁舎も非常用電源設備を備えていないことから、情報の収集や発信に支障を来し、災害時の拠点としての機能を果たすことができないおそれがある。

庁舎方式については、市は、「引き続き、分庁方式とし、それぞれの庁舎に耐震補強と増改築を実施する場合」と「本庁方式とし、一箇所に統合した新庁舎を建設する場合」とを比較している。これによると、短い期間の比較においては、それぞれの庁舎に耐震補強等を実施する方が、一時的な負担は軽減される。しかし、建物本体の劣化は進むため、建物本体の寿命が著しく伸びることはなく、近い将来には、新しく庁舎を建設する必要性が生ずることとなる。このため、中・長期的に考えると、それぞれの庁舎に耐震補強等を実施する場合の事業費は、新庁舎を建設する場合の事業費より高額になり、また、耐震補強等の工事の際、仮庁舎を設置する経費が必要となるほか、設備等の維持管理費についても、新庁舎を建設する場合と比較し、より高額になるとしている。

また、市は、それぞれの庁舎に住民票、納税証明書の発行等を行う市民課窓口を設置し、市民の利便性の向上を図っている。しかし、複数の庁舎に関連する案件については、庁舎間を移動する必要があるため、市民にとって大きな負担となっている。さらに、行政内部においても、決裁や打合せ、会議などのために庁舎間を移動する必要があるため、迅速な政策決定に支障を来している。災害時に交通や通信が遮断された場合には、現在の分庁方式では情報収集や指揮命令系統を一元化することができず、迅速な対応に支障を来すおそれがある。

こうした状況に対応するため、下野市が新庁舎を建設するものであり、本件事業の施行により、一つの庁舎に全ての部署が集約され、市民の利便性の向上、市民サービスの充実及び防災拠点としての機能の確保が認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の工事に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械等を使用する等、周辺環境へ十分配慮して施工することとしており、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、起業地において、下野市が平成24年9月に希少動植物の有無の確認等を目的に現地調査等を実

施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

なお、起業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が一箇所存在するが、発掘調査を完了しており、その結果、現地保存及び記録保存が必要な遺構は発見されておらず、起業者が特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、2つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、国道4号に面し、JR自治医大駅から至近距離に位置し、交通の利便性に優れていること、関係法令の手続が比較的容易であること、全体事業費が廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

また、本件事業に係る施設のうち、庁舎棟及び付属棟の規模について、市は新庁舎に配置する職員数を基に計画している。この職員数について、市は平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「下野市定員適正化計画」（平成19年3月19日策定）において平成27年度の本庁勤務の職員数を326人とし、介護認定調査員等の専門的分野を職種とする臨時職員数を50人としている。これを基に、庁舎棟及び付属棟について新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年4月8日付け建設省発第3号）及び市の実情に応じ計画しており、必要最小限の範囲の計画であると認められる。

さらに、駐車場及び車寄せ・歩行者専用通路については、道路構造令（昭和45年政令第320号）、建築設計基準（平成18年3月31日付け国営整第158号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）などにより適正に計画されているほか、その他の施設についても、国土交通省が策定した基準等に基づき適正に計画されている。

これらのことから、本件事業の起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限の範囲であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたとおり、利用者の利便性の向上を図り、市民サービスを充実する必要があるほか、防災拠点としての機能を確保する必要があることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

下野市総合政策部庁舎建設準備室

(用地課)

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係

人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 都市計画の種類及び名称

小山栃木都市計画道路3・3・3号小山栃木都賀線及び3・4・203号今泉泉川線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

栃木市今泉町1丁目、神田町及び仲仕上町の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県栃木土木事務所企画調査部企画調査課及び栃木市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年2月1日から同月15日まで

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 共用コンピュータ運用管理業務委託

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所 栃木県経営管理部情報システム課

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成25年3月18日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国、都道府県又はこれと同規模以上の類似する団体の大型汎用機の運用管理又はシステム開発等の実績を有し、迅速かつ確実に履行できると認められる者。なお、実績を証明する書類を提出すること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県経営管理部情報システム課情報ネットワーク担当 電話028-623-2217

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成25年2月4日から同年3月13日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年3月18日午後1時15分 栃木県庁舎東館4階OAルーム ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月15日午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする）

る。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、2の(4)に該当する者であることを証する書類を、平成25年3月15日午後5時までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
 - ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
 - イ その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Operation and management services of the Mainframe computer
- (2) Time and Date of bidding :
1:15 p.m., March 18, 2013
- (3) Contact point for the notice:
Information Network Section, Information Systems Division, Department of Management
and Administration Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya City, Tochigi Prefecture
320-8501
TEL. 028-623-2217

(情報システム課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年2月1日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 媒体の名称 県政広報紙「とちぎ県民だより」における広告掲載
- (2) 媒体の仕様 入札説明書による。
- (3) 広告掲載条件 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年2月15日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県県民生活部広報課広報担当 電話028-623-2192

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年2月15日午後2時

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁本館8階県民生活部会議室2

(3) その他

入札説明書は、平成25年2月1日から同年2月14日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 入札当日指定された場所及び時刻に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書並びに栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格を超えた価格で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ その他 詳細は、入札説明書による。

(広報課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年2月1日

とちぎりハビリテーションセンター所長 川 田 英 樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 温冷配膳車一式 5台

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成25年3月28日

(4) 納入場所 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、ちゅう房機器、食器の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成25年2月13日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 当該購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎりハビリテーションセンター管理部財務課 電話028-623-6112

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年2月13日午前10時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室

(3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成25年2月1日から同月8日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(障害福祉課)